

久留米市庁舎 2 階カフェテリア床修繕 仕様書

- 1 件 名 久留米市庁舎 2 階カフェテリア床修繕
- 2 履行場所 久留米市 城南町
- 3 履行期間 契約日の翌日から 70 日間
施工日は、10 月 9 日(金)の 16 時以降、10 日(土)、11 日(日)、12 日(祝)とする。
- 4 修繕内容 2 階カフェテリア 床張替 160 m²
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・作業日時は、10 月 9 日(金)の 16 時以降、10 日(土)、11 日(日)、12 日(祝)とし、市担当者と打合せの上、決定すること。
 - ・事前調査等必要な場合は、市担当者と調整の上、行うこと。
 - ・床材の色については、市担当者と協議の上、決定すること。
 - ・什器(テーブル・椅子)の移設・復旧は、発注者にて行うこととする。
 - ・施設の業務、利用者に支障のないように行うこと。
 - ・修繕に必要な電気・水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者で準備すること。
 - ・取替に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。

6 暴力団排除に関する事項

受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。
- (4) 受注者は、本件の履行に関して、下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。

7 障害者に対する遵守事項

受注者は、本件の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。